事業者向け説明会資料

2015年3月、4月

# 政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン

2014年（平成26年）12月3日
各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定

# 標準ガイドラインの概要

世界最先端IT国家創造宣言（平成25年６月閣議決定、平成26年６月改定）に基づき、情報システム調達やプロジェクト管理に関する共通ルール等を定める「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」を新たに策定

**主なポイント**

## 原則全ての政府情報システムに適用

従前の業務・システム最適化指針（ガイドライン）等は、適用対象を特定の行政分野の情報システムに限定。新ガイドラインでは、原則全ての政府情報システムを対象とし、その整備・管理の共通ルールを設定

## 工程レビュー等の新たなプロジェクト管理を導入

従前のシステム整備では、達成目標が不明確なままの要件定義が散見。また、情報システムの設計・開発工程で遅延・停滞を生ずるプロジェクトが一部発生。新ガイドラインでは、その防止のため、プロジェクト計画書等の策定のほか、重要プロジェクトでの工程レビューなど、新たなプロジェクト管理を導入

## 分離調達の見直し

新ガイドラインでは、合理的な調達の基本単位の考え方を明示するとともに、過去促進していた情報システム設計・開発工程における分離調達を見直し、過度な分離調達を抑制

## 資産管理等のルーチン化

従前、個々に情報資産台帳の作成に拠っていた資産管理を、新ガイドラインでは、政府情報システム管理データベース（ＯＤＢ）を活用しＤＢ化。開発・運用工程の実績情報を標準化し、予算・契約情報と合わせて情報管理をルーチン化。また、ＤＢによる情報集約により政府ＣＩＯを中心としたＩＴガバナンスを強化

## 実務手引書

ガイドラインの記述内容（特に第3編）の詳細な解説、過去の失敗事例に基づく留意点、プロジェクト管理のノウハウの共有等を実務手引書により具体化（平成27年度からの新ガイドラインの全面適用に合わせて、年度内作成予定）

# ガイドライン策定の背景

## 世界最先端ＩＴ国家創造宣言

平成25年６月閣議決定
（平成26年６月変更）

Ⅲ.目指すべき社会・姿を実現するための取組
３．公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現
（３）政府におけるIT ガバナンスの強化

〈中略〉

また、情報システム調達やプロジェクト管理に関する共通ルール等の整備や、政府CIO 補佐官のプール制の導入推進、政府情報システム資産管理等のためのデータベースの整備・運用、レビュー制度の導入等を行うとともに、IT 総合戦略本部の下に新たな評価体制を整備し、大規模かつリスクの高いプロジェクトに対するモニタリング機能を強化する。（以下略）

## 政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン

（平成26年12月決定）

# 世界最先端IT国家創造宣言

## Ⅲ．目指すべき社会・姿を実現するための取り組み

【平成25年６月閣議決定（平成26年６月変更）】

## ３．公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

### （１）利便性の高い電子行政サービスの提供

【主な取組】

○官民の協働によって、より利便性の高い公共サービスを創造。

○このためのクラウドを活用したオープンな利用環境を、データ・フォーマット、用語、コード、文字等の標準化・共通化等を行いつつ整備。

### （２）国・地方を通じた行政情報システムの改革

【主な取組】

○政府CIO指導の下、重複システムの排除やネットワークの統廃合、政府共通プラットフォームへの移行など、政府情報システムの改革を推進し、2018年度までに現在の情報システム数（2012年度：約1,500）を半数近くまで削減、2021年度目途に、原則すべての政府情報システムをクラウド化し、運用コストを圧縮（3割減を目指す）。

### （３）政府におけるＩＴガバナンスの強化

【主な取組】

○政府情報システムに関する投資計画を、2014年度予算から、予算編成に合わせて策定・推進。

○日本版「ITダッシュボード」（各府省のIT投資の状況等をインターネット経由で一覧性をもって国民が確認できる仕組み。）の整備を進め、2014年度早期から運用を開始。

○**情報システム調達やプロジェクト管理に関する共通ルール等の整備**や、政府CIO補佐官のプール制の導入推進、政府情報システム資産管理等のためのデータベースの整備・運用、レビュー制度の導入等を行うとともに、IT 総合戦略本部の下に新たな評価体制を整備し、大規模かつリスクの高いプロジェクトに対するモニタリング機能を強化。

# 主要なポイント

| 主な現状認識 | 新ガイドラインの主な狙い |
| --- | --- |
| **特定の分野に限定した管理**<br>最適化計画は87分野に限定し、管理手法を共通化。全体的な最適の観点が不十分であり、政府全体の情報システムのマネジメントが不十分。 | **基本的に全ての情報システムに適用される**<br>限定した分野の管理に止まらず、情報システム全体を管理対象にし、管理手法を共通化。CIO、PMO等の役割、機能も明確化。適用除外手続も明定 |
| **プロジェクトの遅延、中止等の発生**<br>プロジェクトの管理が形式的かつ硬直的（要件定義の曖昧さ、過剰スペック、過剰予算、ユーザのニーズの未反映等）。適宜の立て直しが不十分。 | **工程レビュー等プロジェクトの共通的な管理手法の導入**<br>プロジェクト計画書及び管理要領の導入。府省共通プロジェクト・府省重点プロジェクトの導入。府省重点プロジェクトには工程の要所で工程レビュー実施。 |
| **分離調達によるプロジェクトの複雑化**<br>公共システム調達の一層の競争性確保の観点から、分離調達を原則化。一部、設計・開発の過度な分離調達により、複数業者が参入し、管理が複雑化。 | **情報システム設計・開発における分離調達の廃止**<br>合理的な調達の基本単位の考え方を明示。情報システム設計・開発の分離調達の原則を廃止。 |
| **情報システムの資産管理等が定着せず、実態把握困難**<br>資産管理の必要性の認識が低く、手法も各府省に委ねられ、定着せず。事業のモニタリングが不十分で電子政府推進に必要な実情の把握が困難。 | **管理項目を共通化。DBに情報が集約されるフローを導入**<br>管理項目を共通化し、事業者から当該データを納品物として取得。事業のモニタリング指標を設定し、情報がデータベースに集約される業務フローを導入。 |

# 新ガイドライン策定の目的

## ITガバナンスの強化（共通ルールの導入）

- 行政の縦割り構造の中、政府内に約1,500の情報システムが存在。財政事情も厳しく、セキュリティ事案も頻発・高度化し、政府全体で一体となり、一貫した哲学・思想の下、全体最適を目指したシステム構築・運用が必要。ＩＴガバナンスの強化が求められ、このため、政府ＣＩＯ制度を導入
- 他方、情報システムの基礎的情報が把握されていない状況（サーバ台数やソフトウェア構成などが不明、経費の内訳・性格が不明など）等が判明
- このため、政府情報システム管理データベース（ODB）を整備するとともに、新ガイドラインを定め、ODBに登録する各種情報の定義、各工程で行うべき業務について共通のルールを設定

## 既存ガイドラインの整理統合（ワンブック化）

- これまで「業務・システム最適化指針」、「情報システムに係る政府調達の基本指針」、「電子政府ユーザビリティガイドライン」など、各テーマに沿ったガイドラインが存在していたが、それぞれ対象とする情報システムの範囲（スコープ）が異なる状況
- また、これらに基づいて進めてきたプロジェクトに遅延・停滞が一部に発生
- このため、既存ガイドラインを整理・統合し、一つの体系としてガイドラインを再編成（ワンブック化）するとともに、過去の失敗事例を教訓に、工程レビューなど新たな仕組みも導入

## 投資管理の徹底（投資対効果の最大化・明確化）

- 過去の取組の経緯もあってIT投資の目的が情報システムのコスト削減に傾注する傾向（行政手続のオンライン化ではそもそも手段であるべきIT投資が目的化するような状況）にあり、本来重視すべき国民の利便性向上や行政運営の効率化への波及効果が目に見える形で現れず、これに伴い、利用者視点での取組や業務の見直しが不十分な状況
- 政府におけるIT利用の拡大に伴い業務と情報システムが密接不可分となった現状において、業務活動とITを一体で捉え、成果とコストを一体でマネジメントするフレームワークが必要
- このため、政策・業務の目標・目的と情報システムの役割を連動させ、投資を行うプロジェクトの成果管理を徹底する思想でガイドラインを組み立て、政府のシステム投資全体に投資対効果を最大化・明確化するスキームの確立・定着を図る

# 新ガイドラインの構成

**第1編 総論**
- 第1章 本ガイドラインについて
- 第2章 政府情報システムの整備及び管理に関する指針類の作成方針
- 第3章 実務手引書の作成
- 第4章 用語

**第2編 ITガバナンス**
- 第1章 ITガバナンスの全体像
- 第2章 組織体制
- 第3章 人材の育成・確保
- 第4章 府省共通プロジェクト及び府省重点プロジェクトの指定
- 第5章 情報システムの管理（ODBの活用）
- 第6章 政府情報システム改革ロードマップ、投資計画等との整合性
- 第7章 予算及び執行状況
- 第8章 システム監査の計画

**第3編 ITマネジメント**
- 第1章 ITマネジメントの全体像
- 第2章 プロジェクトの管理
- 第3章 予算要求
- 第4章 業務の見直し
- 第5章 要件定義
- 第6章 調達
- 第7章 設計・開発
- 第8章 業務の運営と改善
- 第9章 運用及び保守
- 第10章 システム監査の実施
- 第11章 情報システムの見直し又は廃止
- 第12章 ハードウェア、ソフトウェア製品等の廃棄又は再利用

＋

**別紙**
- 別紙1　関連する指針の廃止及び経過措置
- 別紙2　情報システムの経費区分
- 別紙3　調達仕様書に盛り込むべき ODB登録用シートの提出に関する作業内容
- 別紙4　スタンドアロンコンピュータの管理
- 別紙5　変更履歴

# 既存ガイドラインとの関係

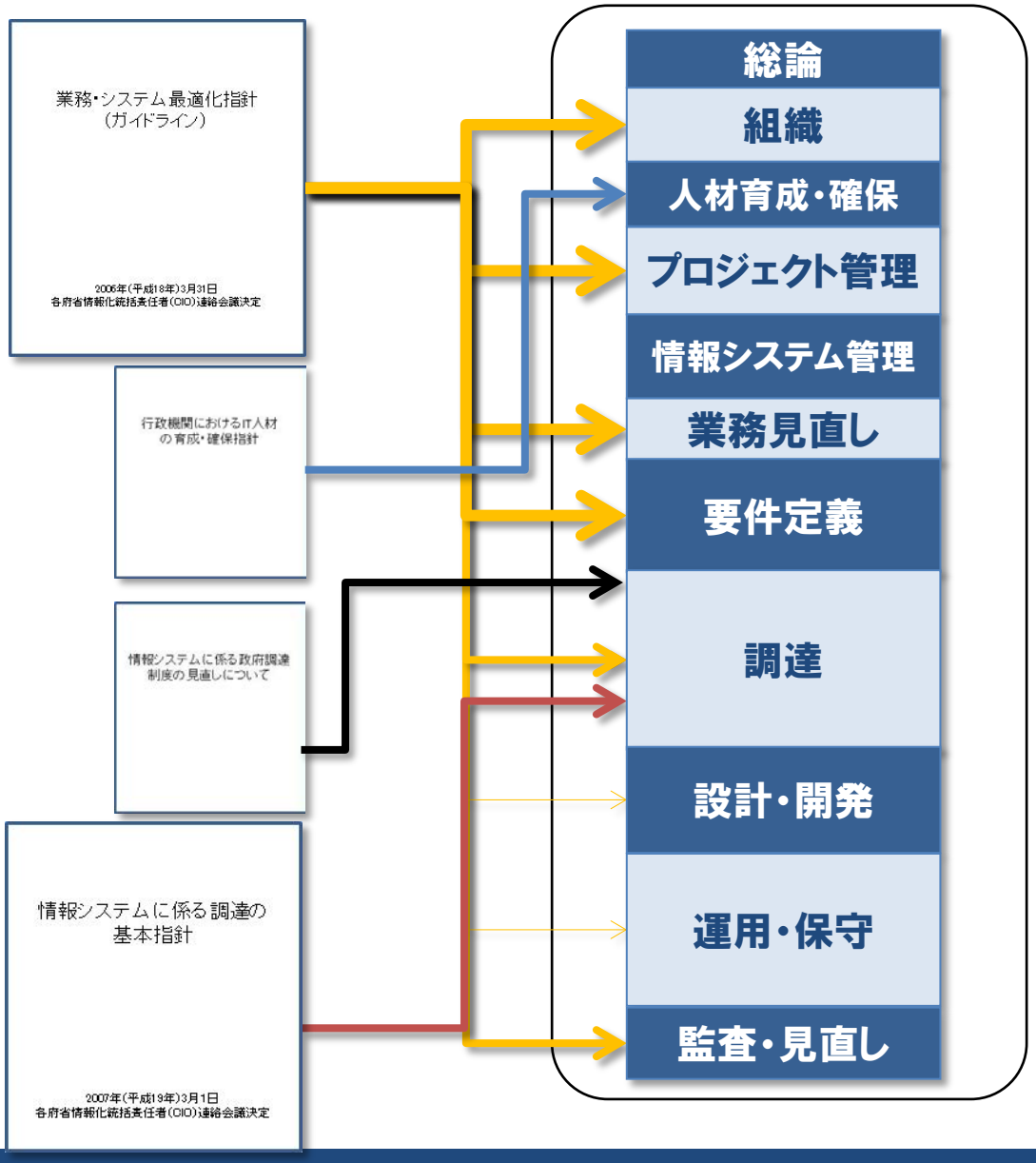


政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン

# 第1編　総論

# 背景及び目的

## 背景

- 政府が整備及び管理を行う情報システムは行政運営の中核をなす基盤
- 情報通信技術を活用し、行政サービスの利便性向上並びに行政運営の効率性及び透明性の向上を実現する電子政府の構築が喫緊の課題

## 目的

- 政府CIOを中心とし、府省CIOそれぞれがリーダーシップを発揮して各府省及び政府全体のITガバナンスを強化し、及び有効に機能させ、情報システムの発注者の本来の役割を発揮し、プロジェクトを成功させるために、より実践的な情報システムの整備及び管理に関する政府共通の基本的ルールを導入

  ⇒適切な一元管理の実現へ

- 全体工程を体系的にルール化して担当者の理解の深化等に資するとともに、担当者がまず目を通すものとして位置付け、複数のガイドラインがある場合に伴うガイドラインの参照漏れ防止にも寄与。

# 適用対象

**【対象】**

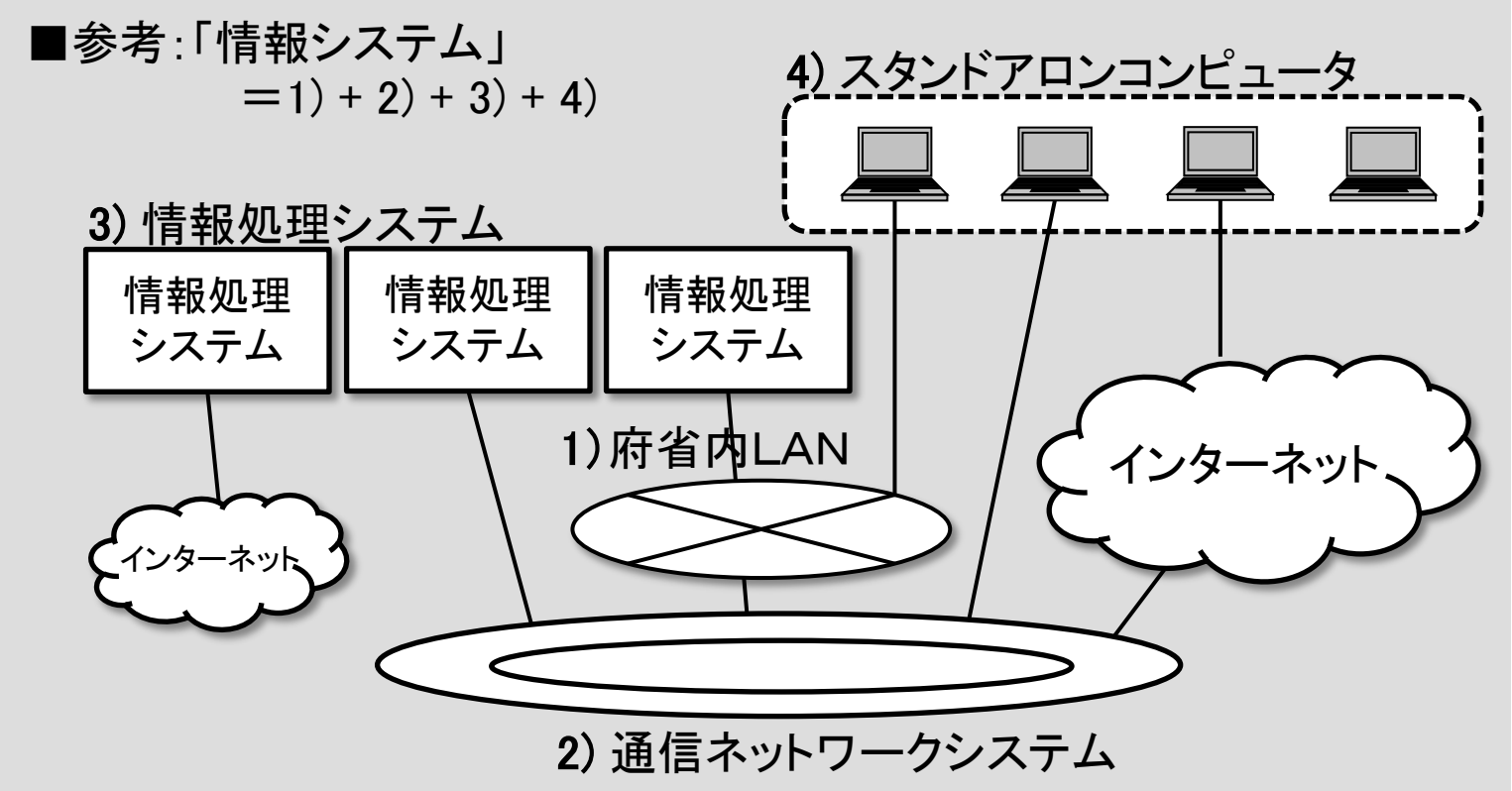


ただし、政府CIOの下に行う標準的な整備及び管理によって、当該情報システムを利用する業務の遂行に著しい支障が具体的に生ずるおそれがあると府省CIOが認める、治安、外交、安全保障（国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障すること）等の業務に関する情報システムであって、府省CIOが申し出て、政府CIOと協議の結果、政府CIOが指定したものについては、当該情報システムの特性等に応じ、ｉ）この規定を除く本ガイドラインの本紙及び別紙の全ての規定を適用しないこととするか、又はⅱ）第3編（第3章を除く。）及びそれに関連する別紙（別紙2を除く。）を適用しないこととし、このｉ）又はⅱ）の区別は政府CIOの指定の中で併せて定めるものとする。

# 施行期日

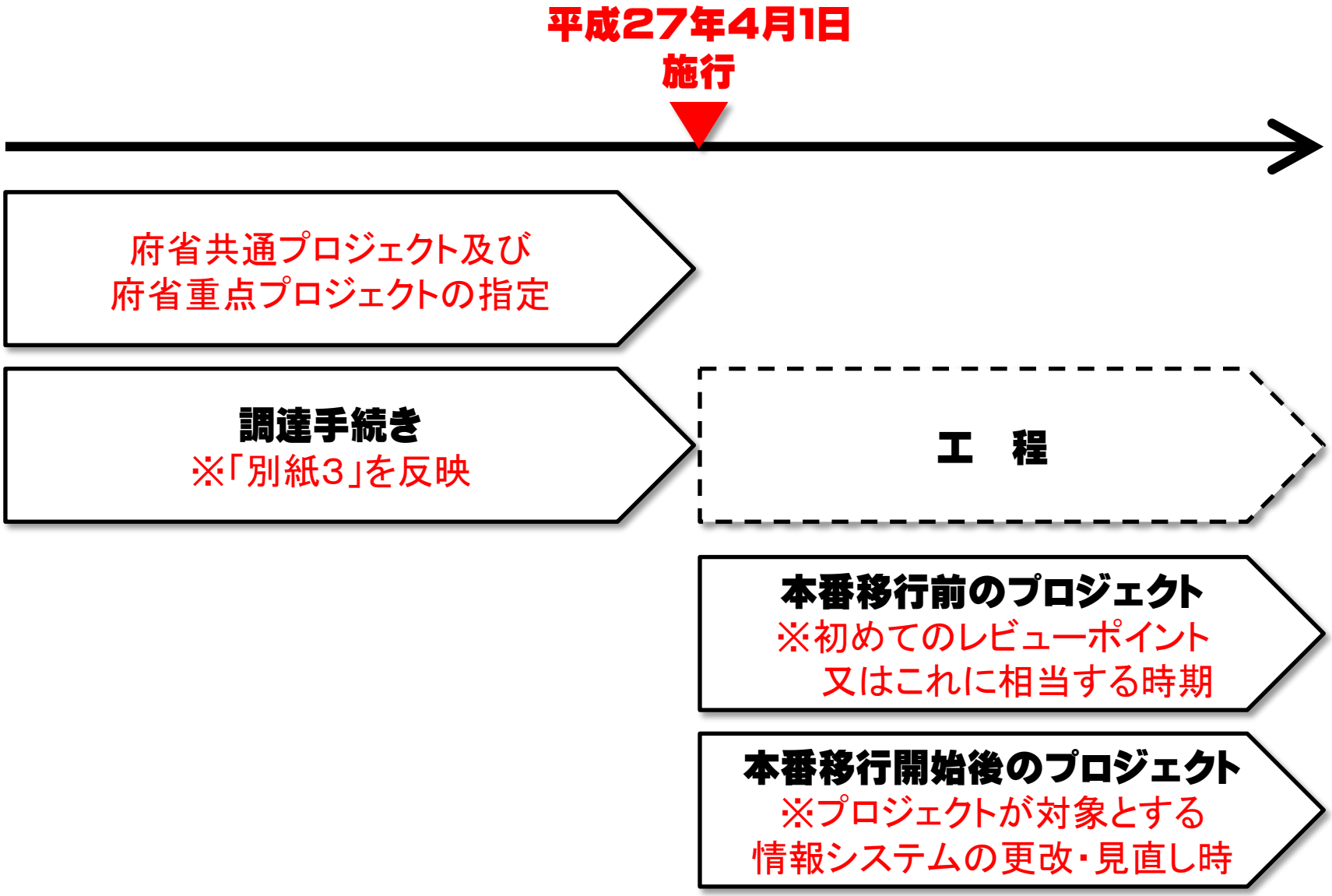
平成27年4月1日
施行
府省共通プロジェクト及び
府省重点プロジェクトの指定
調達手続き
※「別紙3」を反映
工　程
本番移行前のプロジェクト
※初めてのレビューポイント
又はこれに相当する時期
本番移行開始後のプロジェクト
※プロジェクトが対象とする
情報システムの更改・見直し時

# 第2編　ITガバナンス

# 政府全体管理体制

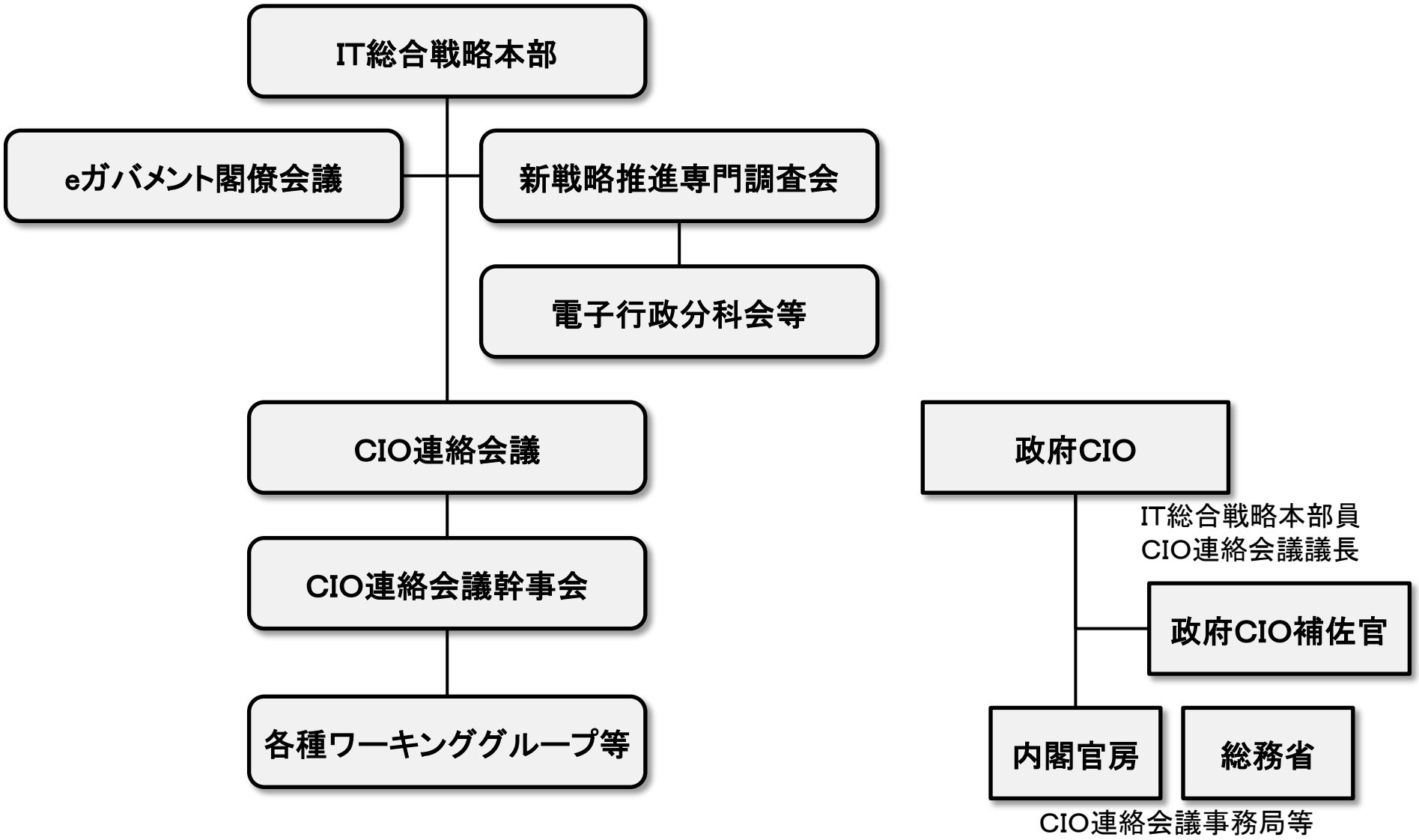
IT総合戦略本部
eガバメント閣僚会議
新戦略推進専門調査会
電子行政分科会等
CIO連絡会議
CIO連絡会議幹事会
各種ワーキンググループ等
政府CIO
IT総合戦略本部員
CIO連絡会議議長
政府CIO補佐官
内閣官房
総務省
CIO連絡会議事務局等

# 府省内全体管理体制（例）

**情報化推進委員会**

府省CIO
電子政府推進担当課長
総務担当課長
人事担当課長
会計担当課長
府省CIO補佐官　　等

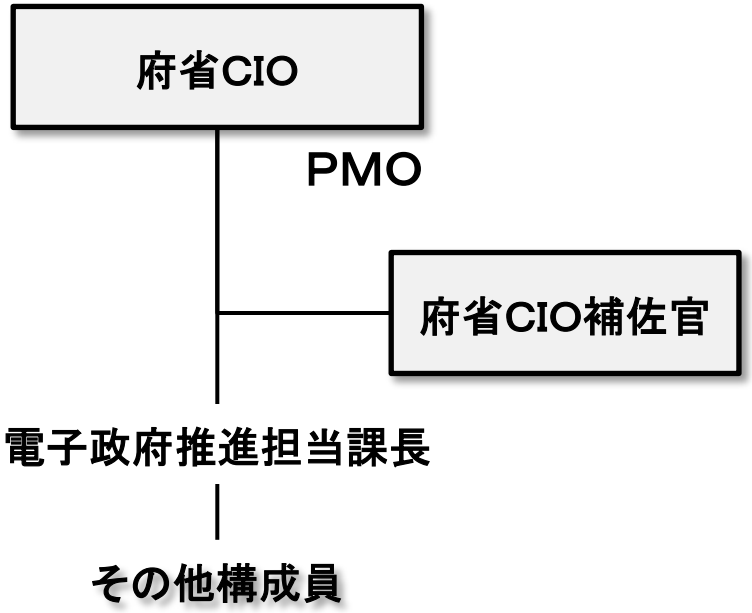

# プロジェクト推進組織、プロジェクト推進会議（例）

## プロジェクト推進組織

PJMO

プロジェクト推進責任者
府省CIO補佐官
制度所管部門管理者
業務実施部門管理者
情報システム部門管理者
その他構成員

## プロジェクト推進会議

プロジェクト推進会議

関係府省のプロジェクト推進責任者
関係府省の府省CIO補佐官
その他構成員

# 人材の育成・確保の留意点

1） IT人材の育成は、喫緊の課題であるが、短期的かつ散発的な対策では解決困難である。よって、例えば、プロジェクトの核となる職員が、プロジェクトのライフサイクルの適切な節目までそのポストに留まるよう、人事ローテーションの工夫を検討する等、中長期的な視点に立って、計画的にIT人材の育成・確保を推進すること。

2） 情報システムを整備し、運用するに当たって、IT人材の育成は、単に情報システムに関する専門的・技術的な知識・能力だけでなく、業務分析、業務の見直しの企画立案、プロジェクト管理等の能力の取得が重要であること。

3） 全ての分野において十分な技能や経験を持つ人材を育成・確保することは、現実的に極めて困難であることから、各人が不足する技能や経験をそれぞれで補い合いながら、個別の職務に当たらせるような工夫が必要であること。

4） 国際的な要請に対応する分野（例えば条約の遵守やISO規格への準拠、国家間の相互運用）、国際的な情報共有や情報セキュリティ等の連携による対応の重要性が増している分野については、国際的な対応が可能な人材の育成・確保も視野に入れること。

5） 業務の実施には、情報システムを活用してデータの作成や活用ができることが不可欠であることや、近年情報セキュリティについて様々な問題が生じている現状からすれば、情報システムに携わる職員に限らず、一般職員のITリテラシーの向上にも努めることが重要であること。

# 情報システム統一研修等

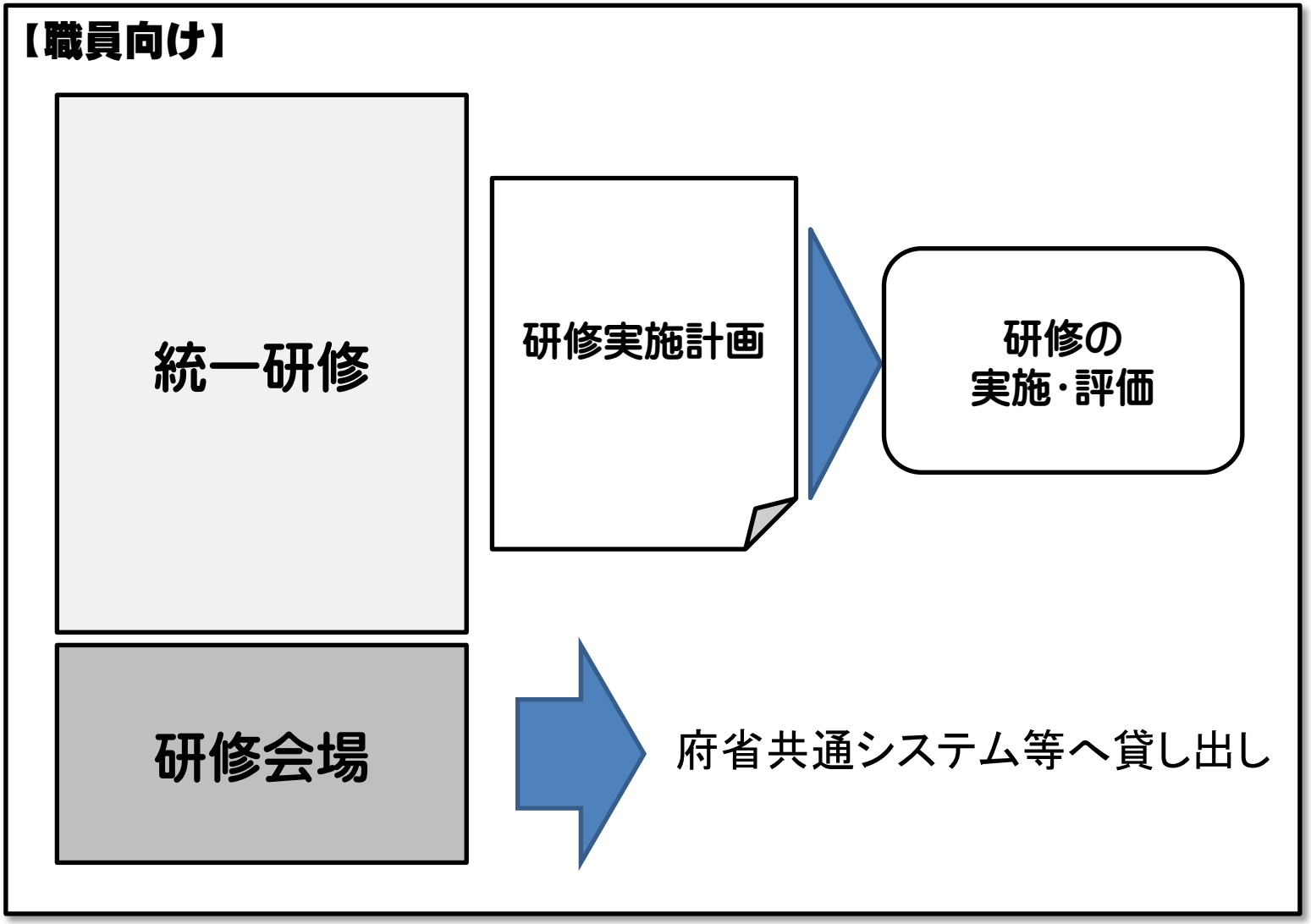

# 府省共通プロジェクト／府省重点プロジェクト

## 府省共通プロジェクト

内閣官房IT室は、次の①から③までに掲げる要件のいずれかを満たすプロジェクトを府省共通プロジェクトとして指定する。

① 複数の府省等で同様の処理が行われる業務に関するプロジェクトであって、同様の業務処理方法を適用すべきもの

② 複数の府省等で分担して処理が行われる業務に関するプロジェクトであって、業務処理を連携するもの

③ 複数の府省等で共用される情報システムの基盤に関するプロジェクト

## 府省重点プロジェクト

PMOは、その府省が所管するプロジェクトのうち、次の①から⑥までに掲げる要件のいずれかに該当するものを府省重点プロジェクト候補として選出し、概算要求前までに、情報化推進委員会に諮った上で府省重点プロジェクトに指定する。

① 府省共通プロジェクト

② 投資計画又は業務・システム最適化計画を実施中の情報システムに関するプロジェクト

③ 情報システムの運用又は保守として経常的に発生する経費に関する予算額の総計が年間1億円以上となるプロジェクト

④ 年10万件以上の申請・届出件数が発生することが見込まれる手続を処理するために開発される情報システムに関するプロジェクト

⑤ システムプロファイルレベルⅢ以上の情報システムに関するプロジェクト

⑥ 業務の効率化、経費節減、情報システム整備の効率化、情報システムセキュリティの強化等の観点で、府省CIOが選出するプロジェクト（上記①から⑤までに掲げるプロジェクトを除く。）

【府省重点プロジェクトになった場合の特徴】

① 府省CIOによる、概算要求、機構・定員要求及びプロジェクト推進体制について、その枠が適切に確保されるよう、必要に応じ府省内の調整

② 工程レビューの実施

# 政府情報システム管理データベース

政府情報システム管理データベース（ODB）を活用し、資産情報をDB化するとともに、開発・運用過程の実績情報を標準化し、予算・契約情報と合わせて情報管理をルーチン化。また、DBによる情報集約により政府CIOを中心としたITガバナンスを強化

ITダッシュボード

データ提供

政府情報システム管理データベース（ODB）

- 概算要求・政府予算案等
- 調達の計画
- システム構成・ライセンス等
- 調達仕様書要件定義書
- 契約の変更・解除の事実と理由
- 契約額の内訳
- 府省重点プロジェクトの指定の有無
- 担当組織公開ドメイン
- マイルストーン等イベント情報
- プロジェクトの進捗・実績等
- 提案依頼書意見招請
- RFIに関する説明書等
- 検収の情報
- 事業者の作業実績
- 再利用候補物
- 監査実績

PJMO自身の情報入力

登録・更新（毎年度一度以上）

事業者からもたらされる情報の入力

契約事業者全般

・契約額の内訳

設計・開発事業者

・システム方式の内容
・システム構成の状態
・運用・保守設計の状態 等

運用事業者

・運用計画
・システム構成の変更情報
・運用実績
・課題等管理表 等

保守事業者

・保守作業計画
・保守実績
・課題等管理表等

電子政府の政策立案、モニタリング、評価の情報基盤の構築

# 情報システムの管理（ODBの活用例）

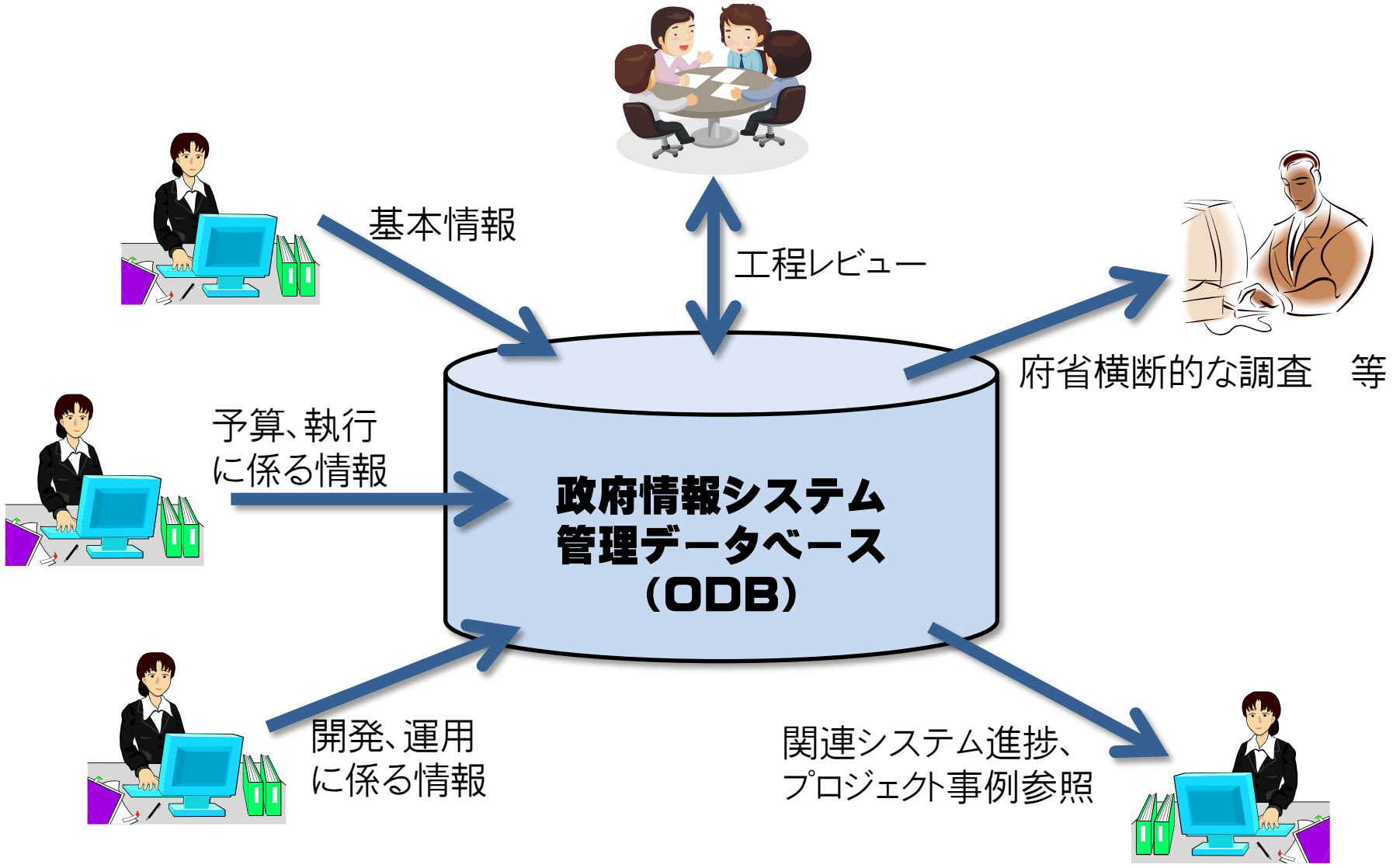

# 調達仕様書に盛り込むべきODB登録用シートの提出に関する作業内容

調達を行うときは、調達内容に応じ、少なくとも次の１．から４．までに定める作業内容を調達仕様書に盛り込むものとする。

１．契約金額内訳
２．設計・開発
　１）開発規模の管理
　２）ハードウェアの管理
　３）ソフトウェアの管理
　４）回線の管理
　５）外部サービスの管理
　６）施設の管理
　７）公開ドメインの管理
　８）取扱情報の管理
　９）情報セキュリティ要件の管理
　10）指標の管理
３．運用及び保守
　１）各データの変更管理
　２）作業実績等の管理
４．その他

# 第3編　ITマネジメント

# 全体像

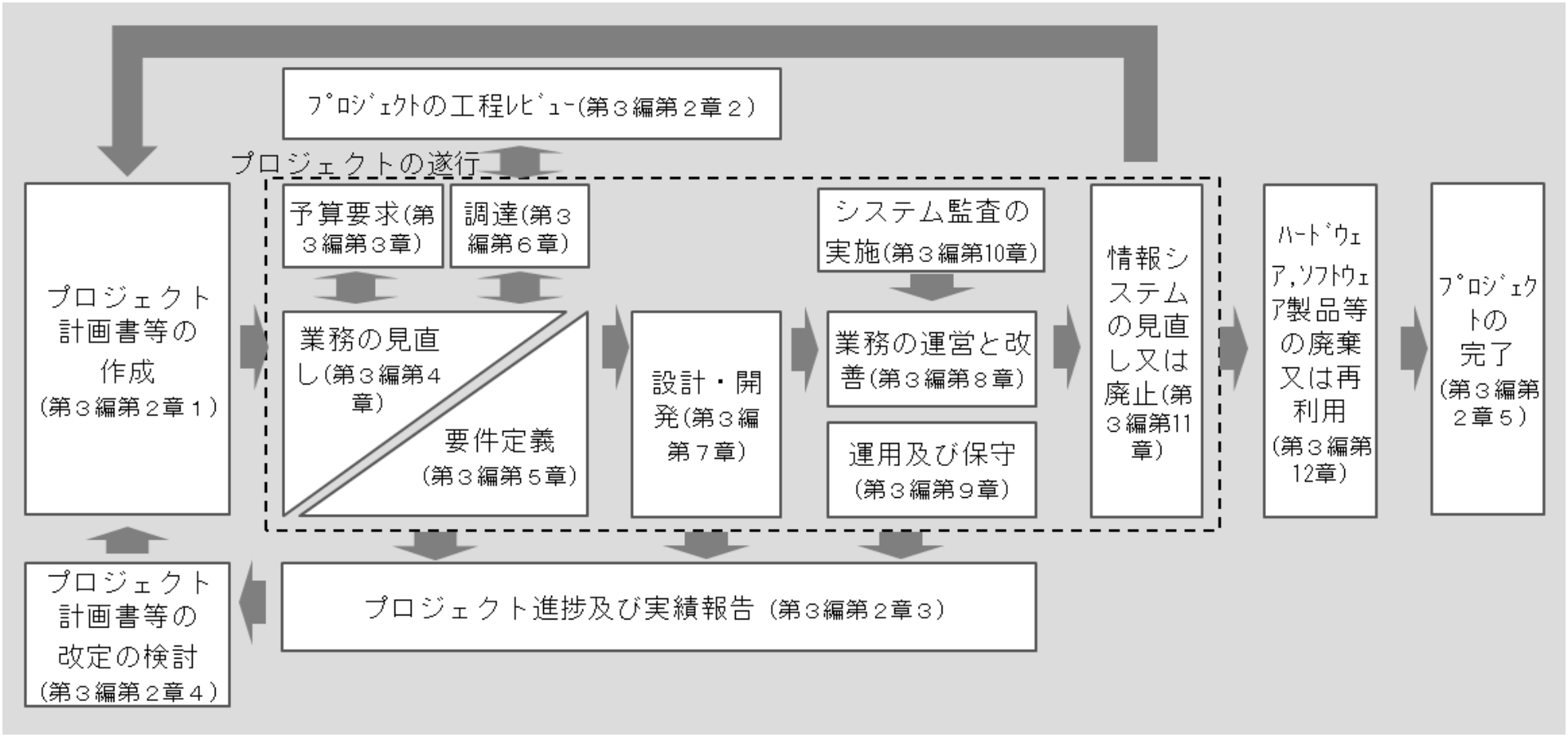
ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄの工程ﾚﾋﾞｭｰ(第３編第２章２)
プロジェクトの遂行
プロジェクト計画書等の作成(第３編第２章１)
予算要求(第３編第３章)
調達(第３編第６章)
業務の見直し(第３編第４章)
要件定義(第３編第５章)
設計・開発(第３編第７章)
システム監査の実施(第３編第10章)
業務の運営と改善(第３編第８章)
運用及び保守(第３編第９章)
情報システムの見直し又は廃止(第３編第11章)
ﾊｰﾄﾞｳｪｱ,ｿﾌﾄｳｪｱ製品等の廃棄又は再利用(第３編第12章)
ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄの完了(第３編第２章５)
プロジェクト計画書等の改定の検討(第３編第２章４)
プロジェクト進捗及び実績報告(第３編第２章３)

# プロジェクトの管理

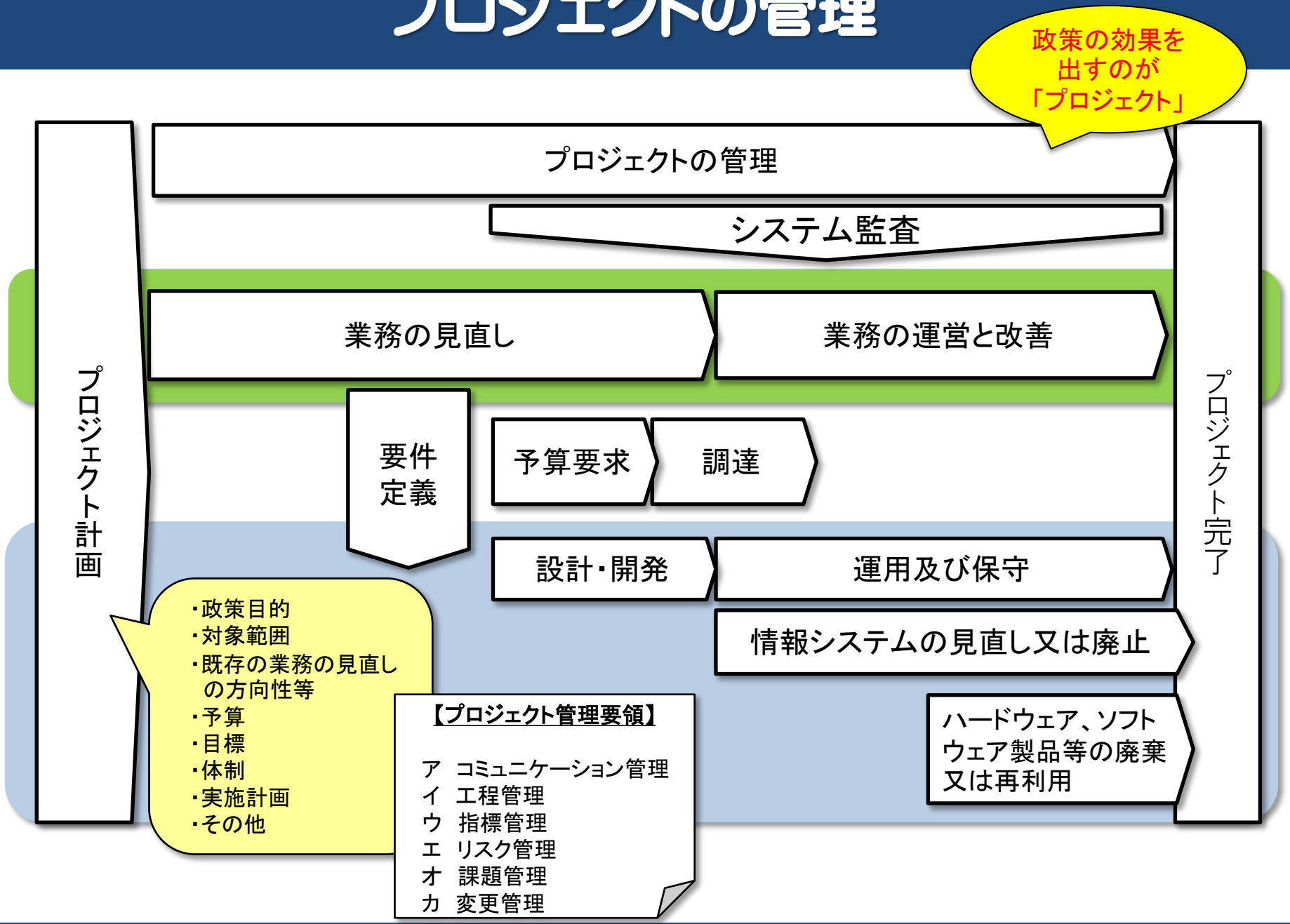
政策の効果を
出すのが
「プロジェクト」
プロジェクトの管理
システム監査
業務の見直し
業務の運営と改善
プロジェクト計画
プロジェクト完了
要件
定義
予算要求
調達
設計・開発
運用及び保守
情報システムの見直し又は廃止
ハードウェア、ソフトウェア製品等の廃棄又は再利用
・政策目的
・対象範囲
・既存の業務の見直しの方向性等
・予算
・目標
・体制
・実施計画
・その他
【プロジェクト管理要領】
ア　コミュニケーション管理
イ　工程管理
ウ　指標管理
エ　リスク管理
オ　課題管理
カ　変更管理

# ガイドラインに示す計画書等の関係（概要）

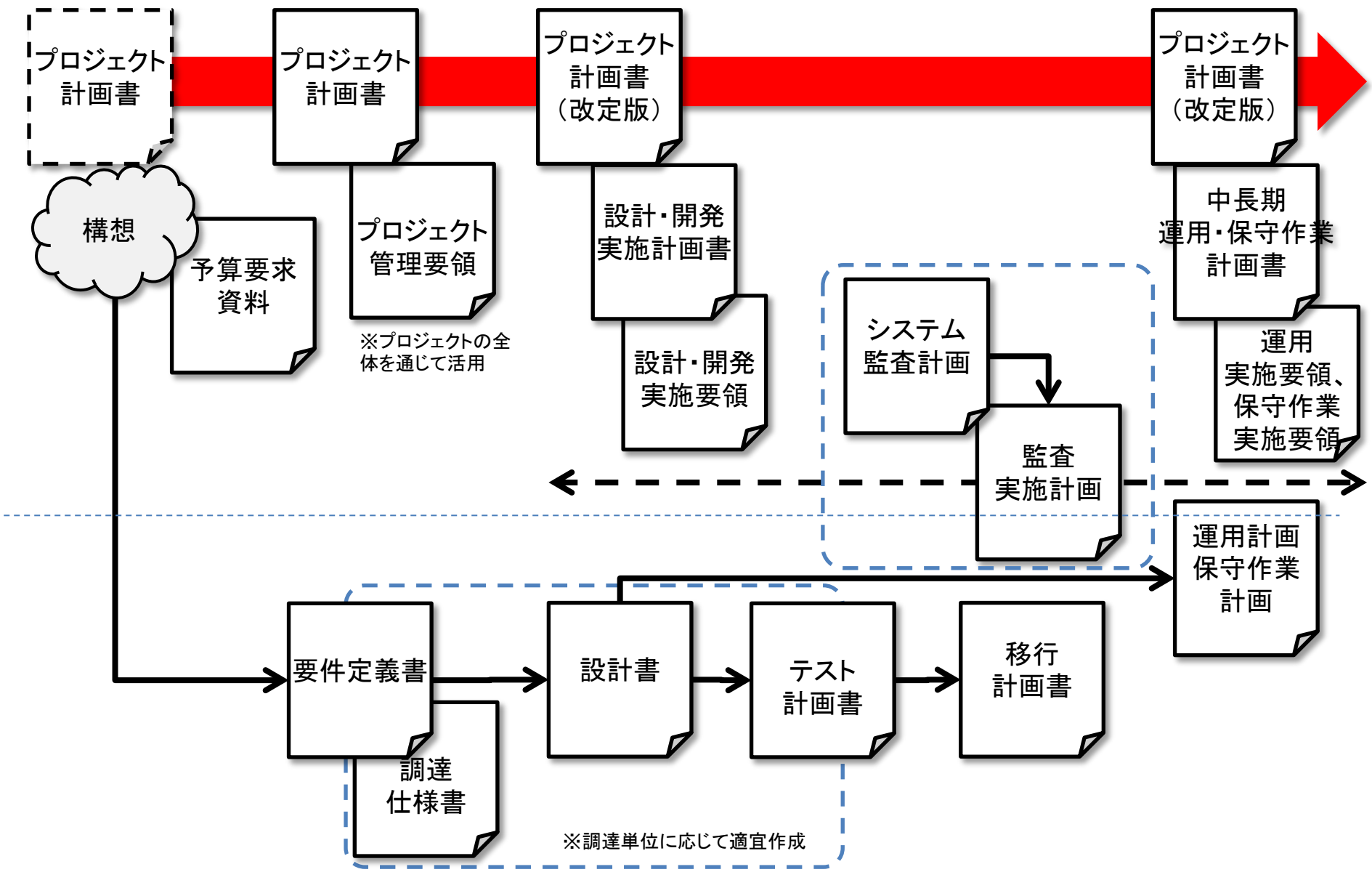

# 工程レビューの主な流れ

プロジェクトを適切に実施し、プロジェクトの目的を達成するため、府省重点プロジェクトについて、内閣官房が別途定める手順に基づき、

① 調達仕様書に添付する要件定義書の作成終了前 （政府のIT施策と整合的か、ﾕｰｻﾞ部局と合意したか、十分な競争性を確保できる内容か、事業者が工程を着実に遂行できるだけの十分な情報を盛り込んだ内容か等）

② 設計・開発工程に入る前に要件定義の確定を行う前 （事業者に求める体制は十分か、事業者との打合せによる要件定義書の変更が妥当な範囲に留まっているか等）

③ 本番移行開始前 （要件どおりに正常に動作し、業務を円滑・適正に行えることを確認したか等）

のそれぞれの場面（「レビューポイント」と総称）において、次のとおり、工程レビューを実施。

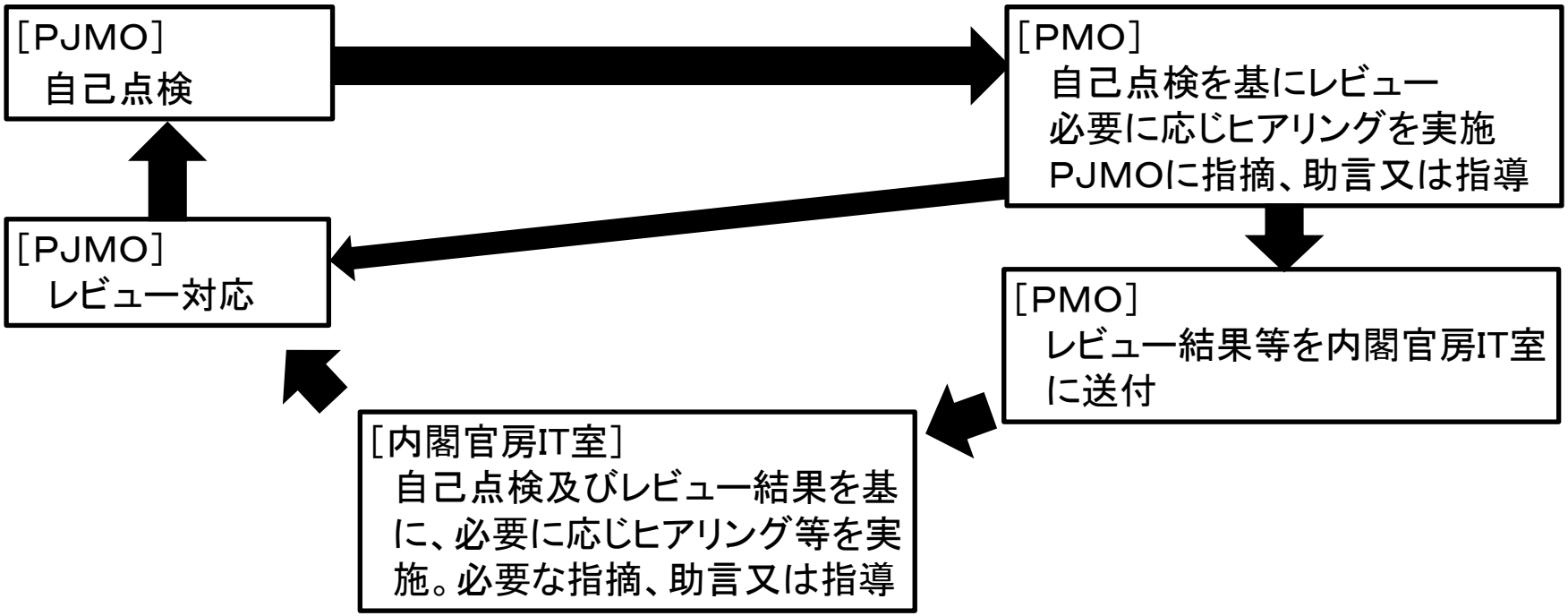

# 工程レビュー（レビューポイント・観点）

府省重点プロジェクトを対象としてレビュー制度を新たに導入。三つの時期にレビューポイントを設け、内閣官房が別途定める要領に基づき、プロジェクトの管理・遂行の点検を実施

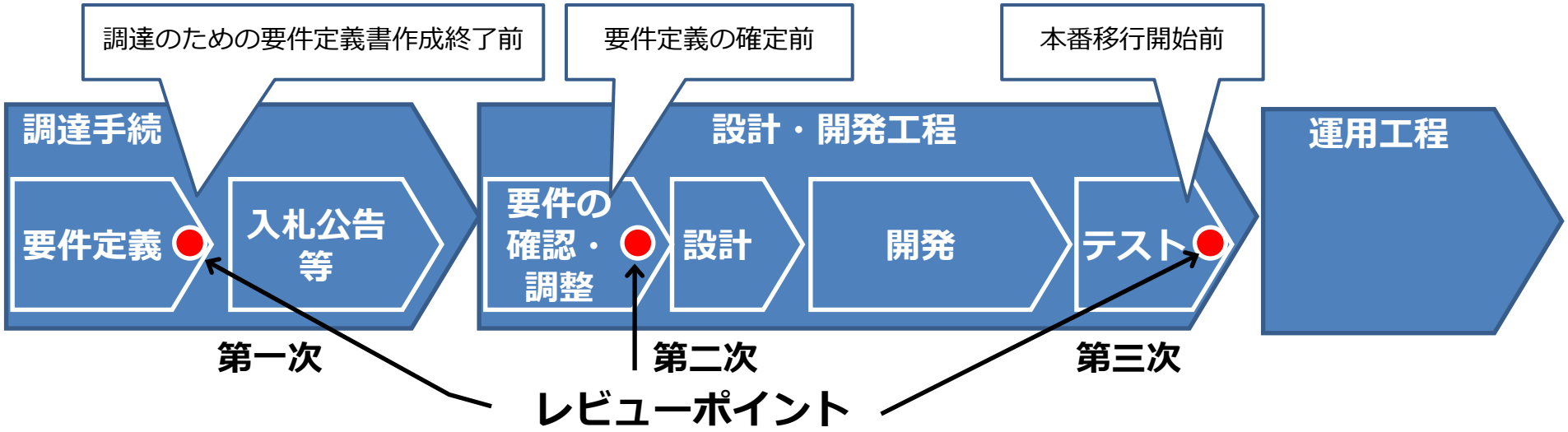


| 第一次工程レビュー | 第二次工程レビュー | 第三次工程レビュー |
|---|---|---|
| ・政府のIT施策と整合的か<br>・関係部局と合意した内容か<br>・競争性を十分確保できる内容か<br>・事業者が工程を着実に遂行できるだけの十分な内容か　等 | ・事業者に求める体制は十分か<br>・事業者との打合せによる要件定義書の変更が妥当な範囲に留まっているか　等 | ・要件どおりに正常に動作し、業務を円滑・適正に行えることを確認したか　等 |

■ＰＪＭＯによる自己点検
■ＰＭＯによる指摘、助言又は指導／必要に応じて、内閣官房からも指摘、助言又は指導

# 工程レビュー（実施方法）

（1）自己点検
- ●PJMOが、「チェックシート」を使用して当該プロジェクトにおける進捗状況の確認、プロジェクトで実施している作業内容等を点検

（2）レビュー
- ●PMOが、レビュー時点の工程までに実施した作業内容、作成した成果物及びその後の工程を進めるための準備状況（計画）に関し、PJMOが実施した自己点検結果を踏まえ確認・検証（進捗・品質等に影響する不具合等を早期に発見）
- ●PMOは、PJMOの自己点検・レビュー結果を内閣官房（IT総合戦略室）に提出
- ●内閣官房は、自己点検・レビュー結果を基に、必要に応じてヒアリング等を実施（第三者レビュー）

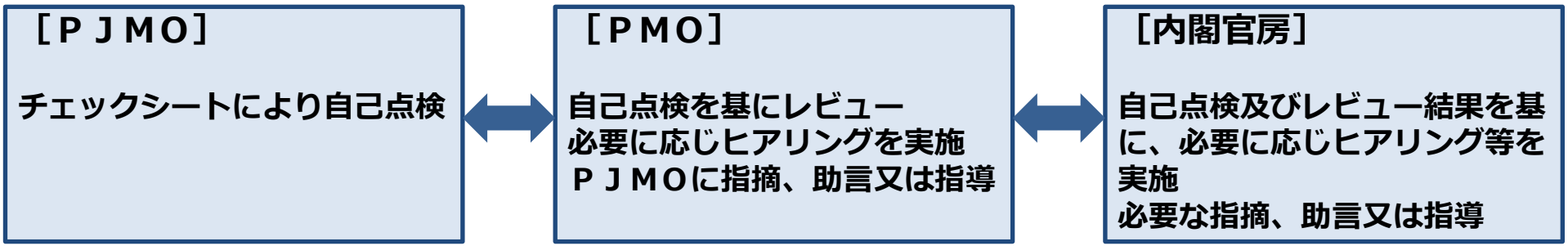

# 予算要求

情報システムIDの取得

経費の見積り

詳細は次ページ参照

要求内容等のODBへの登録

資料の作成

- ○ 概算要求の概要
- ○ 概算要求明細書
- ○ 情報システム構成図（当該構成とした理由を含む。）
- ○ 情報システムを活用した場合の業務フロー
- ○ プロジェクト計画書及びこれを補足する資料
- ○ 効果指標の目標、過去に支出した投資がもたらした効果とその算出方法
- ○ 年間運用実績
- ○ 要求事項と同等の内容の直近の調達結果の詳細

# 経費の見積り

PJMOは、概算要求の積算に当たって、次の1）から7）までに掲げる事項を遵守するものとする。なお、プロジェクトの内容等に応じ、単年度の契約を行う場合と比較して、複数年度にわたる契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為の活用を検討するものとする。

**1）　IT基本法第26条第2項第2号の規定に定める経費の見積り方針に従うこと。**
**2）　情報システム単位で積算し、区分できるようにすること。**
**3）　「別紙2 情報システムの経費区分」に基づき区分等すること。**
**4）　数量、工数、単価等の積算内訳を明確にすること。**
**5）　原則として複数事業者の見積りを比較すること。**
**6）　ライフサイクルコストの見積り及びその根拠を示すこと。**
**7）　事業者から見積りを取得するときは、実現したい業務・機能の内容、調達スケジュール等、事業者が見積りをするための必要な情報（特に政府共通プラットフォーム上に整備し、移行する情報システムについては、政府共通プラットフォームの仕様等）の提供を行い、次のアからウまでに掲げるものを取得すること。**

ア　情報システムの新規開発又は更改をする場合には、ライフサイクルコストの見積り
イ　要求内容に設計又は開発に関する工程が含まれる場合には、原則として、ファンクションポイントの見積り（LOCの見積りも可能である場合には、プログラムごとに算出したLOCの見積りを併せて行う）及びその根拠
ウ　経費に人件費が含まれる場合には、WBS（「第2章3．プロジェクトの進捗及び実績報告」参照）による作業内訳を示した工数の見積り

# 別紙2　経費内訳

| 経費区分 |
| --- |
| (1) 整備経費 |
| ア　調査研究等経費 |
| イ　設計経費 |
| ウ　開発経費 |
| エ　据付調整経費 |
| オ　テスト経費 |
| カ　移行経費 |
| キ　廃棄経費 |
| ク　プロジェクト管理支援経費 |
| ケ　施設整備等経費 |
| コ　ハードウェア買取経費 |
| サ　ソフトウェア買取経費 |
| シ　その他整備経費 |

| 経費区分 |
| --- |
| (2) 運用等経費 |
| ア　システム運用経費 |
| イ　業務運用支援経費 |
| ウ　操作研修等経費 |
| エ　ヘルプデスク経費 |
| オ　コールセンター経費 |
| カ　アプリケーション保守経費 |
| キ　ハードウェア保守経費 |
| ク　ソフトウェア保守経費 |
| ケ　監査経費 |
| コ　情報セキュリティ検査経費 |
| サ　ハードウェア借料 |
| シ　ソフトウェア借料 |
| ス　サービス利用料 |
| セ　通信回線料 |
| ソ　施設利用等経費 |
| タ　その他運用等経費 |
| (3) その他経費 |
| ①　情報システム振興等経費 |
| ア　地方公共団体情報システム関係経費 |
| イ　独立行政法人等情報システム関係経費 |
| ②　電子政府推進のための体制整備関係経費 |

# 業務の見直し

1　プロジェクト計画書等の確認及び見直し
2　業務の見直し範囲の検討

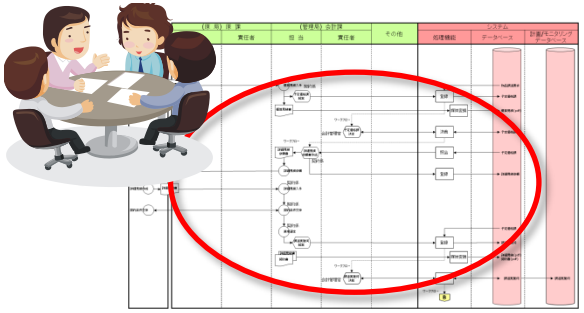

3　分析等
- 1)　業務分析
- 2)　関係者分析
- 3)　実績分析
- 4)　環境分析
- 5)　関連調査

4　業務の見直し内容の検討
- 1)　主要課題の整理
- 2)　具体的な業務の見直し内容
- 3)　期待される効果

## 5　業務要件の定義

### 1)　業務実施手順
① 業務の実施に必要な体制、手順及びそれらを記載した業務フロー図
② 入出力情報項目及び取扱量　等

### 2)　規模
① サービスの利用者数及び情報システムの利用者数
② 単位（年、月、日、時間等）当たりの処理件数

### 3)　時期・時間
① 業務の実施時期、期間及び繁忙期　等
② 業務の実施・提供時間　等

### 4)　場所等
業務の実施場所、諸設備、必要な物品等の資源の種類及び量　等

### 5)　管理すべき指標
業務の運営上補足すべき指標項目、把握手順・手法・頻度　等

### 6)　情報システム化の範囲
情報システムを用いて実施する業務の範囲及び情報システムを用いずに実施する業務の範囲

### 7)　業務の継続の方針等
業務の継続に伴うリスク及び基本的な考え方。

### 8)　情報セキュリティ

# 要件定義

## 1　要件定義の準備

1） 要件定義の対象範囲等の特定
2） RFIの実施
3） 事業者へのヒアリング等の実施
4） 必要な資料の作成

## 2　要件定義

1） 要件定義書の記載内容
2） 要件定義書の調整・作成

## 3　プロジェクト計画書への反映

# RFIに関する説明書

**RFI説明書**

① 調達の概要

② その時点における検討内容、要件案の概要等

③ 資料提供を求める内容等

④ 提出期限、提出場所、提出方法、提出資料における知的財産の取扱い等

**ODBへ登録**

**③ 資料提供を求める内容等**

○ 業務要件を実現するために必要な情報システムの機能（以下「機能要件」という。）の案の実現性、
○ 実現方法、
○ 情報システムが備えるべき機能要件以外の情報システム要件（以下「非機能要件」という。）、
○ それらの要件を実現するために必要な経費の見込み、
○ 明らかにすべきと考える要件定義事項又は開発方式（スクラッチ開発、ソフトウェア製品の活用、政府共通プラットフォームを含むクラウドコンピューティングサービスの活用等）、
○ 開発手法（ウォータフォール型、反復型等）等、
○ 事業者に具体的に求めたい内容

# 要件定義書の内容

**【業務要件】**

**【機能要件】**

a） 機能に関する事項
b） 画面に関する事項
c） 帳票に関する事項
d） 情報・データに関する事項
e） 外部インタフェースに関する事項

**【非機能要件】**

a） ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項
b） システム方式に関する事項
c） 規模に関する事項
d） 性能に関する事項
e） 信頼性に関する事項
f） 拡張性に関する事項
g） 上位互換性に関する事項
h） 中立性に関する事項
i） 継続性に関する事項
j） 情報セキュリティに関する事項
k） 情報システム稼働環境に関する事項
l） テストに関する事項
m） 移行に関する事項
n） 引継ぎに関する事項
o） 教育に関する事項
p） 運用に関する事項
q） 保守に関する事項

# 非機能要件（1）

| | 名称 | 概要 |
|---|---|---|
| 1 | ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項 | 情報システムの各機能におけるユーザビリティ及びアクセシビリティについて、日本工業規格等を踏まえつつ、情報システムの利用者の種類、特性及び利用において配慮すべき事項等を記載する。 |
| 2 | システム方式に関する事項 | ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等の情報システムの構成に関する全体の方針等について記載する。 |
| 3 | 規模に関する事項 | 情報システムの規模について、機器数、設置場所、データ量、処理件数、情報システムの利用者数等について記載する。なお、データ量については、ライフサイクル期間における将来の見込みも記載すること。 |
| 4 | 性能に関する事項 | 情報システムの性能について、応答時間等を記載する。 |
| 5 | 信頼性に関する事項 | 情報システムの信頼性について、稼働率等を記載する。 |
| 6 | 拡張性に関する事項 | 情報システムの性能及び機能の拡張性要件について記載する。特に、将来の機能改修、運用及び保守について、柔軟で効率的に行うことを念頭に、要件を定めること。 |
| 7 | 上位互換性に関する事項 | 情報システムを構成するOS及びミドルウェア等のバージョンアップ時における情報システムの改修の許容度等を記載する。 |

# 非機能要件（2）

| | 名称 | 概要 |
|---|---|---|
| 8 | 中立性に関する事項 | 情報システムの中立性については、いわゆるベンダーロックインの解消等による調達コストの削減、透明性向上等を図るため、市場において容易に取得できるオープンな標準的技術又は製品を用いる等の要件について記載する。なお、技術又は製品について指定する場合には、指定をする合理的な理由を明記した上で、ハードウェア、ソフトウェア製品等の構成を明らかにすること。 |
| 9 | 継続性に関する事項 | 情報システムの運用の継続性について、障害、災害等による情報システムの問題発生時に求められる必要最低限の機能、その目標復旧時間等を記載する。 |
| 10 | 情報セキュリティに関する事項 | 情報システムの情報セキュリティ対策に関する事項について記載する。 |
| 11 | 情報システム稼働環境に関する事項 | ハードウェアの構成、ソフトウェア製品の構成、ネットワークの構成、施設・設備要件等について記載する。なお、稼働環境については、既存の環境を最大限活用し、不要な調達を行わないこと。 |
| 12 | テストに関する事項 | 情報システムの設計・開発等におけるテストについて、テストの種類、目的、内容等を記載する。 |

# 非機能要件（2）

| | 名称 | 概要 |
|---|---|---|
| 13 | 移行に関する事項 | 本番環境へのシステム移行及びデータ移行について、データ等の移行手順等を記載する。 |
| 14 | 引継ぎに関する事項 | 情報システムの開発、運用等について、他の関係事業者への引継ぎに関する要件を記載する。 |
| 15 | 教育に関する事項 | 情報システム部門、業務実施部門等を中心とする情報システムの利用者に対する教育について、教育対象者の範囲、教育の方法等を記載する。 |
| 16 | 運用に関する事項 | 情報システムの運用について、運転管理・監視等に関する要件を記載する。なお、この運用要件は、次の保守要件と明確に区別して記載すること。 |
| 17 | 保守に関する事項 | 情報システムの保守について、アプリケーションプログラム、ハードウェア、ソフトウェア製品、データ等の保守要件を記載する。なお、この保守要件は、情報システムの機能改修及び更改と明確に区別して記載すること。 |

# 調　達

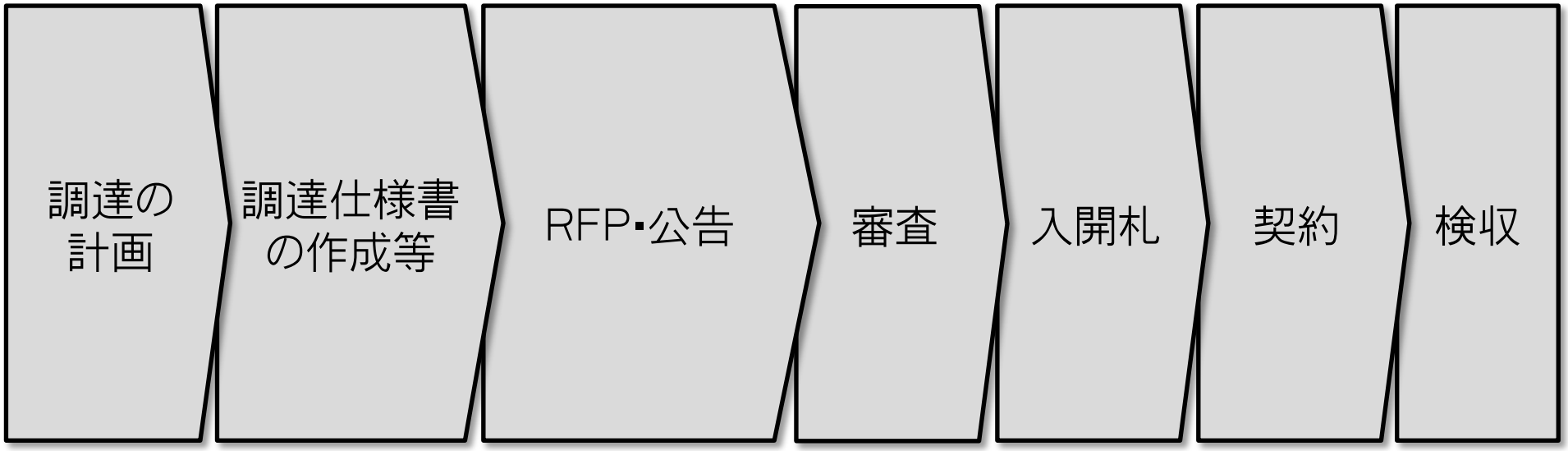


**第一次工程レビュー**

**ODBへ登録**

# 調達の流れ

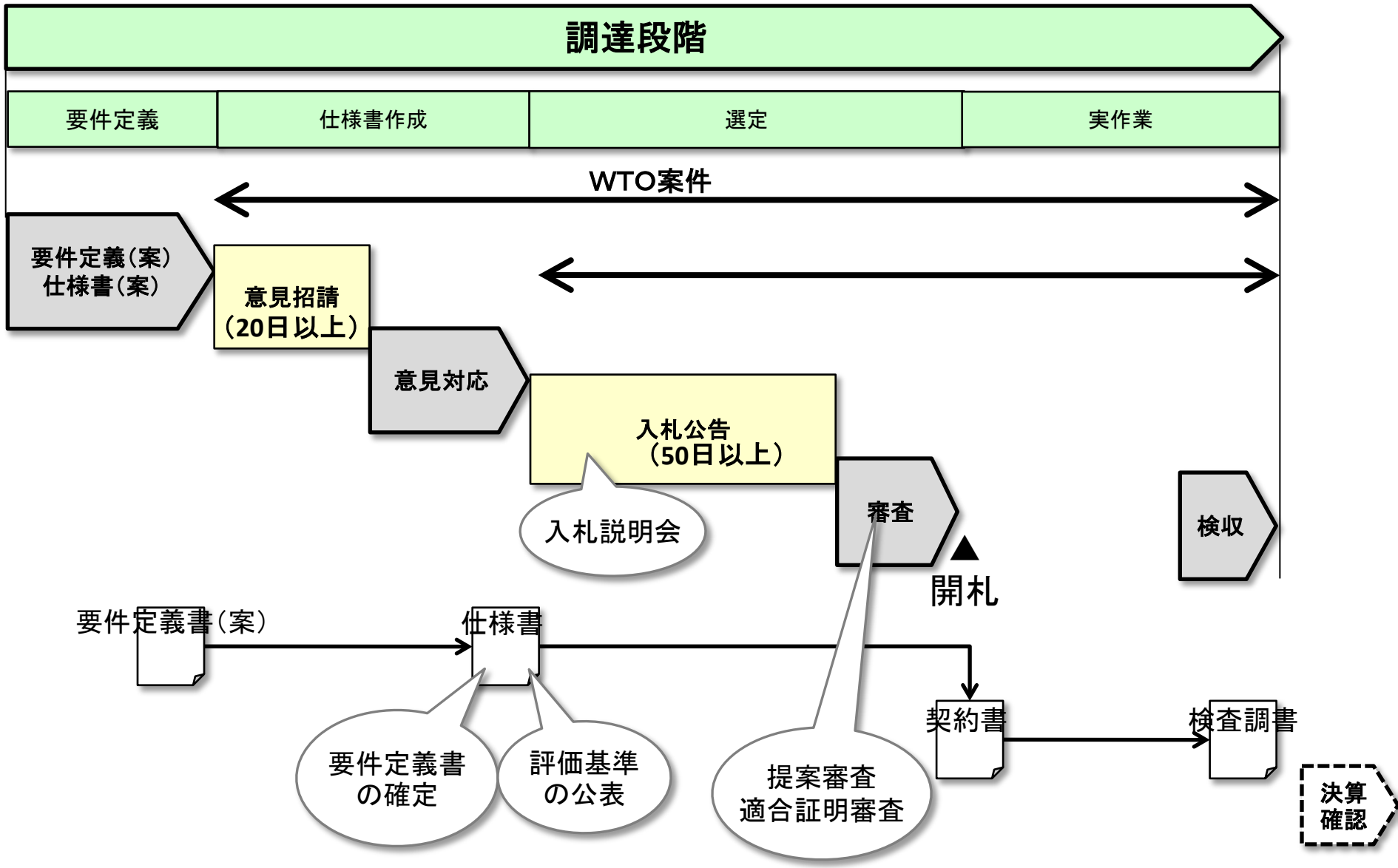
調達段階
要件定義
仕様書作成
選定
実作業
WTO案件
要件定義(案)
仕様書(案)
意見招請
(20日以上)
意見対応
入札公告
(50日以上)
入札説明会
審査
開札
検収
要件定義書(案)
仕様書
契約書
検査調書
要件定義書
の確定
評価基準
の公表
提案審査
適合証明審査
決算
確認

# 【調達の計画】　合理的な調達単位

PJMOは、必要に応じて、PMO等と相談しつつ、次の①から⑮までに掲げる調達単位を基本としつつ、履行可能性、ライフサイクルコスト、技術的妥当性等を考慮の上、競争性が確保されコストが低減されるよう合理的な調達単位を検討するものとする。

① **調査研究又は要件定義作成支援**
② **プロジェクト管理支援**
③ **設計・開発**
（設計・開発の内容が細分化できる場合であっても、必ずしも調達単位を分割する必要はない。）
④ **ハードウェアの賃貸借又は買取り**
⑤ **ソフトウェア製品の賃貸借又は買取り**
⑥ **回線**
⑦ **アプリケーションプログラムの保守**
⑧ **ハードウェアの保守**
⑨ **ソフトウェア製品の保守**
⑩ **運用**
⑪ **運用サポート業務**
⑫ **業務運用支援**
⑬ **施設の賃貸借**
⑭ **施設の整備等**
⑮ **システム監査（情報セキュリティ監査を含む。）**

**複数の単位を一単位として調達することが適切であると判断される場合、これを妨げるものではない。**

# 分離調達について

【業務・システム最適化指針（ガイドライン）】

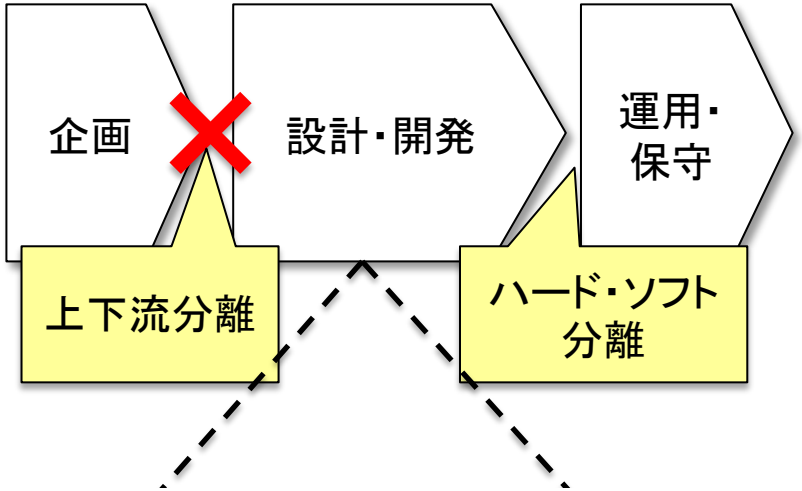


【情報システムに係る政府調達の基本指針】

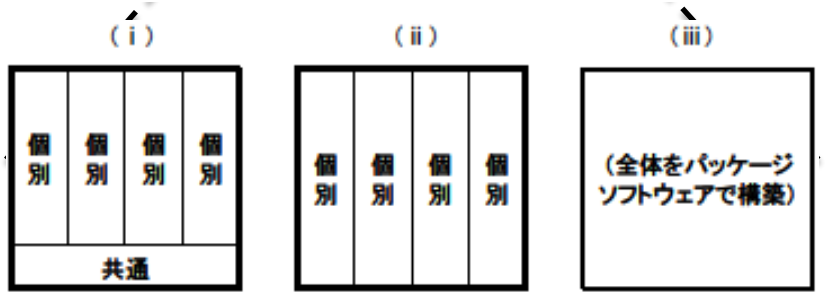


PJMOは、必要に応じて、PMO等と相談しつつ、次の①から⑮までに掲げる調達単位を基本としつつ、履行可能性、ライフサイクルコスト、技術的妥当性等を考慮の上、競争性が確保されコストが低減されるよう合理的な調達単位を検討するものとする。なお、複数の単位を一単位として調達することが適切であると判断される場合、これを妨げるものではない。

# 調達仕様書の記載内容

## 調達仕様書

ア　調達案件の概要に関する事項

イ　調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項

ウ　作業の実施内容に関する事項

エ　満たすべき要件に関する事項

オ　作業の実施体制・方法に関する事項

カ　作業の実施に当たっての遵守事項

キ　成果物の取扱いに関する事項

ク　入札参加資格に関する事項
　a）入札参加要件
　b）入札制限

ケ　再委託に関する事項

コ　その他の特記事項

サ　附属文書

# 入札制限

## ●各工程の調達仕様書の作成に直接関与した事業者

各工程の調達仕様書の作成に直接関与した事業者は、透明性及び公正性の確保の観点から、当該調達案件の入札に参加させないものとする。ただし、競争上何ら有利とならないと認められるときは、この限りでない。

## ●設計・開発等のプロジェクト管理支援事業者

設計・開発等のプロジェクト管理支援事業者（プロジェクトの全部又は一部におけるプロジェクトの管理上生ずる作業について、PJMOを支援する事業者をいう。以下同じ。）については、相互牽制の観点から、その管理の対象となる情報システムの設計・開発の作業に関する内容を含む調達案件の入札に参加させないものとする。

## ●監査対象である情報システムに関与した事業者

監査対象である情報システムに関与した事業者は、監査の独立性及び客観性の確保の観点から、当該情報システムの監査業務に関する調達案件の入札に参加させないものとする。

# 設計・開発

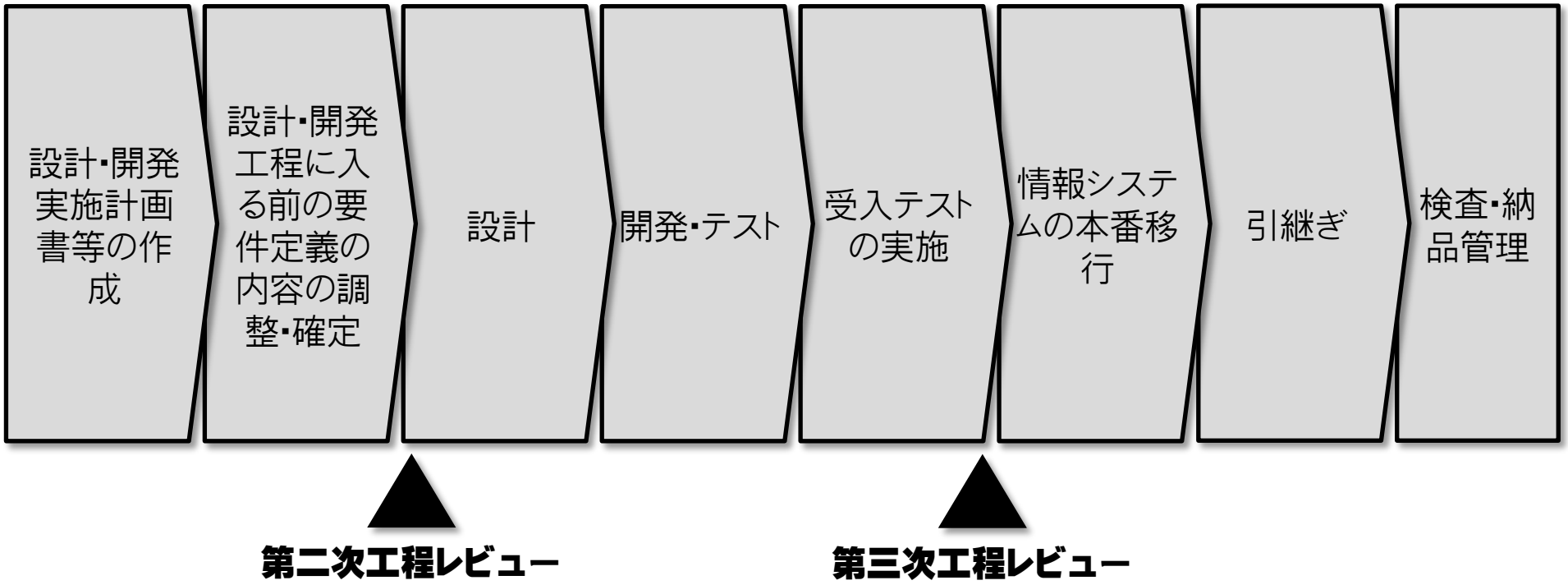
設計・開発実施計画書等の作成
設計・開発工程に入る前の要件定義の内容の調整・確定
設計
開発・テスト
受入テストの実施
情報システムの本番移行
引継ぎ
検査・納品管理
第二次工程レビュー
第三次工程レビュー

**ODBへ登録**

# 設計・開発実施要領の内容

## 設計・開発実施要領

ア　コミュニケーション管理

イ　体制管理

ウ　工程管理

エ　品質管理

オ　リスク管理

カ　課題管理

キ　システム構成管理

ク　変更管理

ケ　情報セキュリティ対策

# 設計、開発・テスト、受入テスト

## 設　計

1） 要件定義の内容との整合性確認

2） 関係機関、情報システムの利用者等との調整

3） 移行計画書の案の作成

4） 中長期運用・保守作業計画の案の作成

5） 運用計画及び保守作業計画の案の作成

6） 運用体制等

## 開発・テスト

1） テスト計画書の作成

2） 単体テスト

3） 結合テスト・総合テスト

4） テスト手順・データの再利用対策

## 受入テスト

1） 受入テストのテスト計画書の作成

2） 受入テスト

# 業務の運営と改善

## 業務の運営開始

1） 業務の運営開始前の準備

2） リハーサルの実施

3） 教育・訓練の実施

4） 業務の運営開始時の課題対応

## 運営の定着

1） モニタリングの実施

2） 業務手順書等の見直し

3） 教育・訓練の継続

4） 利用促進のための施策の実施

## 日常運営における業務改善

1） 管理すべき指標等の活用

2） 業務運営上の課題への対応

3） 関係機関、情報システムの利用者等からの要望等の収集

4） システム監査の指摘事項

# 運用及び保守

中長期運用・保守作業計画

【運用】

**運用計画**

ア　作業概要
イ　作業体制に関する事項
ウ　スケジュールに関する事項
エ　成果物に関する事項
オ　運用形態、運用環境等
カ　その他

**運用実施要領**

ア　コミュニケーション管理
イ　体制管理
ウ　作業管理
エ　リスク管理
オ　課題管理
カ　システム構成管理
キ　変更管理
ク　情報セキュリティ対策

①作業実績状況
②サービスレベルの達成状況
③情報システムの構成と運転状況
④情報システムの定期点検状況
⑤情報システムの利用者サポート、教育・訓練状況
⑥リスク・課題の把握・対応状況

【保守】

**保守作業計画**

ア　作業概要
イ　作業体制に関する事項
ウ　スケジュールに関する事項
エ　成果物に関する事項
オ　保守形態等
カ　その他

**保守実施要領**

ア　コミュニケーション管理
イ　体制管理
ウ　作業管理
エ　リスク管理
オ　課題管理
カ　システム構成管理
キ　変更管理
ク　情報セキュリティ対策

①作業実績状況
②サービスレベルの達成状況
③情報システムの定期点検状況
④リスク・課題の把握・対応状況

**ODB登録**

# システム監査

**監査体制の確立**

ア　監査責任者
イ　独立性
ウ　監査能力
エ　専門性

**監査実施計画の作成**

ア　実施計画の記載
イ　監査実施計画書の調整・確定

**監査の実施**

**指摘事項への対応**

**フォローアップ**

**監査実施計画書**

ア　監査対象
イ　監査目的
ウ　監査範囲
エ　スケジュール
オ　監査体制
カ　監査実施方法
キ　その他

# 情報システムの見直し又は廃止

## 見直し事由・時期等

PJMOは、次の①から⑦までに掲げる事由が発生又は判明した場合には、情報システムの見直しを検討するものとする。

① プロジェクト計画書に記載された目標の達成状況が著しく低い場合
② 効率性、有効性、情報セキュリティ等で多くの課題が発生しており、それらが業務に大きな支障を及ぼしている場合

③ 法令制度の変更、業務環境の変化等により大幅な業務の変更が生じる場合
④ ハードウェアの耐用年数が経過する場合
⑤ ハードウェア、ソフトウェア製品等のリース期間が満了する場合
⑥ ソフトウェア製品のサポート期間が終了する場合
⑦ その他情報システムの見直しが必要となる状況が発生している場合

このうち特に①又は②の場合には、PJMOは、その検討結果を速やかにPMOに報告するものとする。

※ さらに、PJMOは、少なくとも毎年度末においては、プロジェクト計画書に記載された目標の達成状況を評価するとともに、残存するリスク及び課題について整理し、見直しの必要性について検討するものとする。

# 指針等の廃止

① 「業務・システム最適化指針」
（2006年（平成18年）3月31日（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）
② 「情報システムに係る政府調達の基本指針」
（2007年（平成19年）3月1日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）
③ 「行政機関におけるIT人材の育成・確保指針」
（2007年（平成19年）4月13日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）
④ 「電子政府ユーザビリティガイドライン」
（2009年（平成21年）7月1日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）
⑤ ①から④までを根拠に作成された実務参考資料

**廃止**

**【経過措置】**

**●業務・システム最適化指針**

「電子政府構築計画」（2003年（平成15年）7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき策定された87分野の業務・システム最適化計画に関する業務に関し、契約変更を伴わない内容については、本ガイドラインを優先的に適用するものとする。

なお、最適化計画完了までの間、「業務・システム最適化計画について」（2014年（平成26年）4月1日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）3のとおり、その実施状況について、引き続きフォローアップを行うとともに、計画に記載する内容を変更する場合においては、内閣官房及び総務省が示す要領に基づき当該計画を改定するものとする。

**●情報システムに係る政府調達の基本指針**

「情報システムに係る政府調達の基本指針」に基づき行われる調達手続中、情報システムに係る調達事例データベースへの登録は、平成26年9月26日の同データベースの廃止をもって不要とする。

同方針に基づき行われた調達案件に関し、契約変更を伴わない内容については、受注事業者との協議の上、本ガイドラインを適用するものとする。

# メ　モ